

## 新商品

# もしものときの… 生活費 の発売について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、2017年10月2日から、新商品「ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）“もしものときの…生活費”」を発売します。

当商品は、入院や在宅療養等の所定の就業不能状態となったときに、月々の生活費を保障する商品です。重い病気やケガ等「もしものときの」収入の減少や、支出の増加による経済的負担を和らげ、お客様ご自身とご家族の「生活費」をサポートします。

今後も引き続き、お客様ニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

## もしものときの… 生活費 の主なポイント

### ポイント1

月々の生活費のサポートとして、毎月給付金をお受取りいただけます。

### ポイント2

保障する病気やケガを限定せず、精神疾患も保障します。

### ポイント3

入院・在宅療養<sup>\*1</sup>・障がい等級2級以上<sup>\*2</sup>の状態を保障します。

### ポイント4

公的保障をふまえた給付金額を設定できます。

\*1：在宅療養とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。  
また、医師の指示とは、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）の算定対象として列挙されている診療行為等をいいます。また、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）については、在宅療養は支払対象となりません。

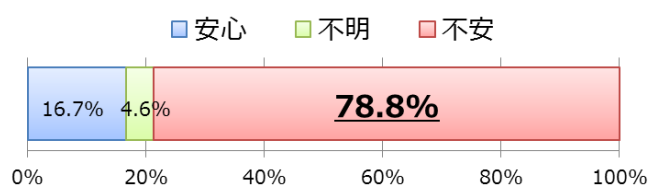
\*2：特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）については、精神・神経障がい等級2級以上となります。

## I 開発の背景

生命保険文化センターの調査によると、就業不能となった場合の必要生活資金に関する質問に対し、約8割の人が「不安」と回答しています。また、当社が実施したアンケートでは、病気やケガで入院または在宅療養したことがある人のうち約4人に1人が「2カ月以上仕事を休んだ経験がある」と答えている等、就業不能時における収入確保のニーズは高まっています。

更に、公的保障の受給状況については、障害年金の受給者数は約10年間で30万人程度増加し、2012年度時点でおおよそ200万人に達しており、長期にわたり就業不能となるケースが増加しています。

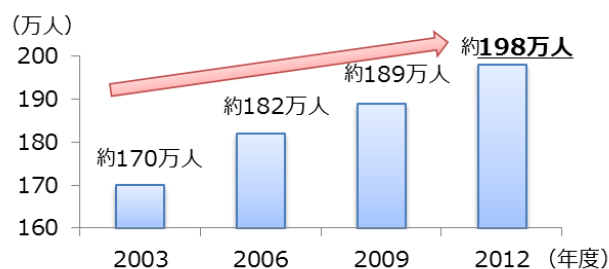
### 就業不能リスクへの不安



【出典】(公財)生命保険文化センター

「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」

### 障害年金受給者数の推移



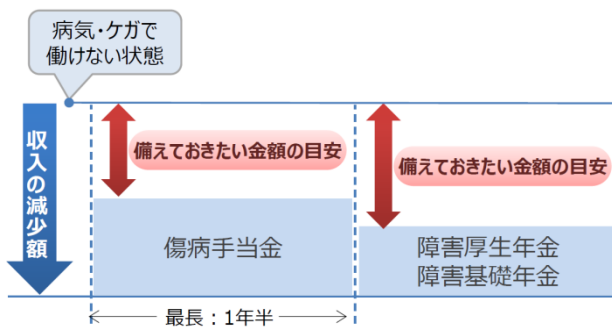
【出典】厚生労働省年金局

「障害年金の受給者数等に関する統計資料」

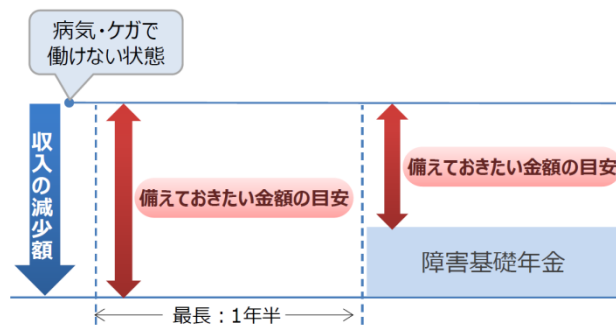
重い病気やケガなどの「もしものとき」には、たとえ公的保障を受給できたとしても健康時の収入を維持することは難しく、更に、治療費に加えて家事・育児代行費等の支出が増え、「生活費」が不足する可能性があります。

### 就業不能時の公的保障イメージ

#### 被用者保険加入者（会社員・公務員等）



#### 国民健康保険加入者（自営業等）



※傷病手当金は、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険（健康保険組合）、各種共済組合、船員保険から支給されます。

※傷病手当金の支給期間は、一般的には最長1年半ですが、健康保険組合によっては1年半を超える場合もあります。

※障害年金は、一定の障がい状態になり、障害等級認定された場合に支給されます。

※上記事例は、日常生活に支障をきたす状態となり、働けなくなったときのイメージです。公的保障については制度の概要を示しています。

このような状況を背景に、所定の就業不能状態になられたお客様を長期にわたりサポートする「ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）“もしものときの…生活費”」を開発しました。

## II ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）“もしものときの…生活費”の商品内容

### 1. 商品概要

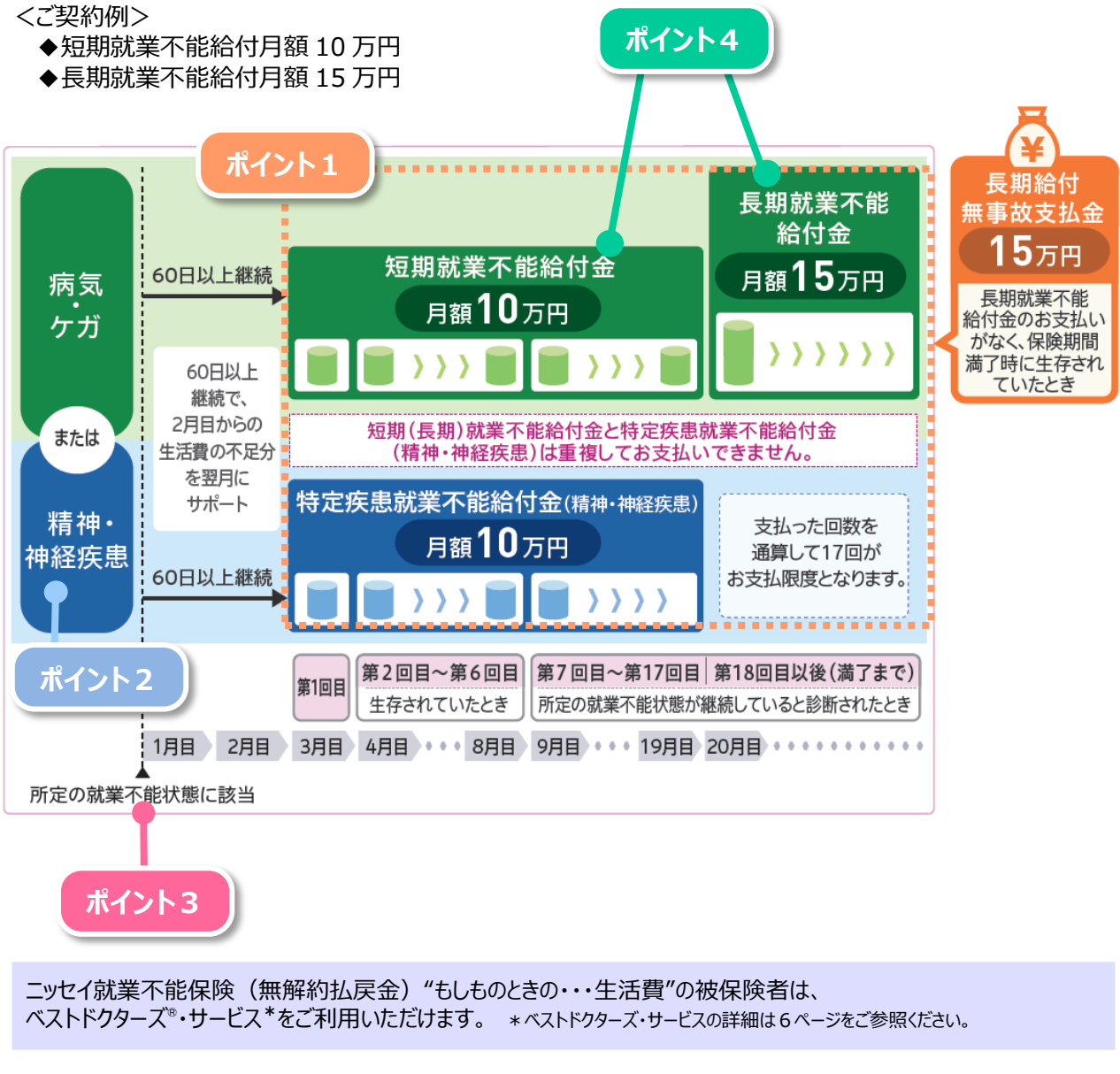
「ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）“もしものときの…生活費”」の主な特徴はつぎの4点です。

<p><b>ポイント1</b></p> <p>月々の生活費のサポートとして、<b>毎月給付金をお受取りいただけます。</b></p>	<p><b>ポイント2</b></p> <p><b>保障する病気やケガを限定せず、精神疾患も保障します。</b></p>	<p><b>ポイント3</b></p> <p><b>入院・在宅療養・障がい等級2級以上の状態を保障します。</b></p>	<p><b>ポイント4</b></p> <p><b>公的保障をふまえた給付金額を設定できます。</b></p>
--	--	---	---

#### 【仕組図】

<ご契約例>

- ◆短期就業不能給付月額 10万円
- ◆長期就業不能給付月額 15万円



ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）“もしものときの…生活費”の被保険者は、ベストドクターズ<sup>®</sup>・サービス<sup>\*</sup>をご利用いただけます。\*ベストドクターズ・サービスの詳細は6ページをご参照ください。

## 2. 保障内容

被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金等をお支払いします。

		支払事由	支払額	受取人
短期就業不能給付金	第1回目	所定の傷病による就業不能状態が60日以上継続したと診断されたとき	短期就業不能給付月額	被保険者
	第2回目以後 第6回目まで	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に生存されていたとき		
	第7回目以後 第17回目まで			
長期就業不能給付金	第18回目以後	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に所定の傷病による就業不能状態が継続していると診断されたとき	長期就業不能給付月額	被保険者
特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患)	第1回目	所定の精神・神経疾患による就業不能状態が60日以上継続したと診断されたとき	短期就業不能給付月額と同額	被保険者
	第2回目以後 第6回目まで	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に生存されていたとき		
	第7回目以後	第1回目の支払事由に該当した日の毎月の応当日に所定の精神・神経疾患による就業不能状態が継続していると診断されたとき		
長期給付無事故支払金		長期就業不能給付金のお支払いがなく、保険期間満了時に生存されていたとき	長期就業不能給付月額と同額	契約者

●「所定の傷病による就業不能状態」とは、責任開始時以後の傷害（精神・神経疾患を原因とするものを除きます。）または疾病（精神・神経疾患を除きます。）を原因とした、入院・在宅療養・障がい等級2級以上<sup>\*3</sup>のいずれかの状態に該当したことをいいます。

\*3 障がい等級2級以上とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。

●「所定の精神・神経疾患による就業不能状態」とは、責任開始時以後の傷害（精神・神経疾患を原因とするものに限りません。）または精神・神経疾患を原因とした、入院もしくは精神・神経障がい等級2級以上<sup>\*4</sup>のいずれかの状態に該当したことをいいます。

\*4 精神・神経障がい等級2級以上とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態であること、または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。

### 3. 保険料例

【設例】・給付月額：短期就業不能給付月額 10 万円、長期就業不能給付月額 15 万円  
・保険料払込方法：月払・口座振替扱

性別	契約年齢	60 歳満期	65 歳満期
男性	20 歳	3,765 円	3,970 円
	30 歳	4,205 円	4,485 円
	40 歳	4,895 円	5,240 円
女性	20 歳	3,705 円	3,830 円
	30 歳	4,105 円	4,265 円
	40 歳	4,700 円	4,810 円

### 4. 主な取扱条件

契約年齢範囲	〔60 歳満期〕15～50 歳 〔65 歳満期〕15～55 歳
保険期間	有期のみ
保険料払込期間	全期払
保険料払込回数	月払・年払
解約払戻金	なし

専門医紹介サービス

## バストドクターズ・サービス

名医に  
相談できる!

患者様ご本人がより納得した治療を受けられるために、  
バストドクターズ社が  
**治療やセカンドオピニオンの取得に適した  
優秀な専門医を無料でご紹介いたします。**

※治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただけます。



Best Doctors®

Best Doctors、バストドクターズ、star-in-crossロゴは米国およびその他の国における  
Best Doctors, Inc.の商標です。

- バストドクターズ・サービスは、バストドクターズ社が提供するサービスであり、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害について日本生命は責任を負いません。
- 優秀な専門医とは、バストドクターズ社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。

- バストドクターズ・サービス（以下、「当サービス」）は、以下のいずれかのご契約の被保険者様がご利用になれます。
  - ・「みらいのカタチ」（ただし、「継続サポート3大疾病保障保険」「3大疾病保障保険」または「総合医療保険」を含むご契約に限る）
  - ・「就業不能保険（無解約払戻金）」
  - ・「出産サポート給付金付3大疾病保障保険」
  - ・「子ども総合医療保険」
  - ・「長期定期保険」
  - ・「傷害保障重点期間設定型長期定期保険」
  - ・「遡増定期保険」（ただし、遡増定期保険（有配当2012）に限る）
  - ・みらいサポート等の「総合医療特約を付加したご契約」
  - ・「マイメディカル（総合医療保険）」なお、被保険者様ご本人が病名をご存知ない場合等には、被保険者様の所定のご家族の方がご利用になれます。  
（この場合、被保険者様が利用された場合と同様のお取扱いとなります。）
- 当サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、日本生命ホームページをご覧ください。

- ※ 当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。
- ※ 詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

以上

生 29-H-1904, 商品開発部